

亜種ヤエヤマイシガメを含む種ミナミイシガメの輸出に係る助言に関する パブリックコメントの結果

ワシントン条約附属書 種掲載種であるミナミイシガメ（亜種ヤエヤマイシガメを含む）の輸出申請に対して、「当該輸出が当該動植物の存続を脅かすものでない」旨の助言を当分の間、一律に行わないことについて、広く国民からの意見を募集するため、平成 27 年 3 月 27 日（金）から平成 27 年 4 月 10 日（金）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 5、のべ有効意見数は 9 であった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	2	1	0	3
団 体	2	0	0	2
計	4	1	0	5

2. 意見概要とのべ意見数

- 当面の助言停止への賛成：2 件
- 飼育繁殖個体の輸出許可：1 件
- 並行して行うべき対応：3 件
捕獲及び国内流通の規制、違法輸出取締強化
- 科学的・順応的な輸出助言実施体制の構築：2 件
継続的監視体制の構築、個体数目標値の設定、輸出上限値の設定
- その他：2 件（無効 1 件含む）

各意見の要旨は、別表参照。

3. 今後の方針

案のとおり、ミナミイシガメ（亜種ヤエヤマイシガメを含む）の輸出申請に対する助言を当分の間停止する。また、違法輸出の取締強化に向けて税関等の関係者に周知を行うとともに、継続的な個体数モニタリング及び将来的に個体数が回復した際の対応を検討する。

各意見に対する当省の考え方は、別表参照。